



令和7年5月20日（火）発表
NUMAZU CITY PRESS RELEASE
沼津市 報道取材情報

土壌汚染調査の結果を踏まえた汚染土の処理方針について

要 旨

中間処理施設整備事業については、新施設の建設に向け、敷地造成工事を実施しておりますが、その中で、令和6年度に旧ごみ焼却施設の貯じんピットの埋戻しに用いられていた土砂に、特定有害物質等が含まれていることが確認されております。

これを受け、貯じんピットの内部及び外部にて土壌汚染調査を実施し、この度、処理すべき特定有害物質等が含まれる汚染土の範囲を特定するとともに、汚染土の処理方針を決定しました。

汚染土の範囲、処理方針及び処理方法等

※詳細につきましては、別紙をご確認ください。

お問い合わせ先

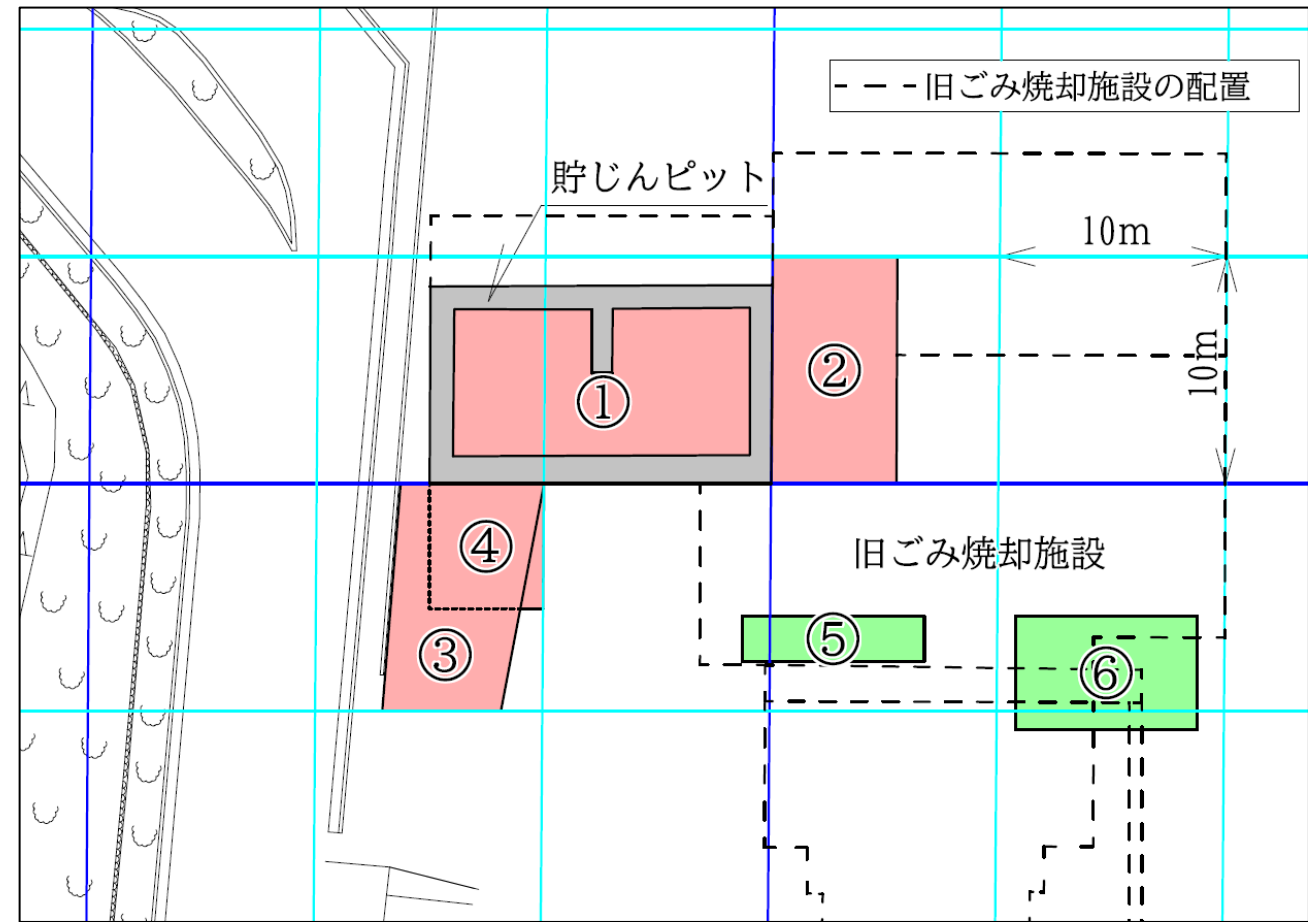
沼津市役所 生活環境部 新中間処理施設整備室
直通：055-934-4889



土壌汚染調査の結果を踏まえた汚染土の処理方針について

1 土壌汚染調査の結果

ボーリング調査により採取した土壌を分析した結果、以下のとおり、処理すべき特定有害物質等が含まれる汚染土を特定した。



●令和6年度の土壌汚染調査にて特定した汚染土の範囲（赤色で塗りつぶした範囲）

区画	汚染土の深さ	汚染土の種類	汚染土の量
①	0.0m～3.0m	鉛及びその化合物	228 m ³
	3.0m～7.85m	複合汚染土 (鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ベンゼン、ダイオキシン類)	232 m ³
②	0.0m～2.0m（上部）	鉛及びその化合物	145 m ³
	5.0m～9.0m（下部）	鉛及びその化合物	250 m ³
③	0.0m～3.0m	鉛及びその化合物	249 m ³
④	4.6m～9.6m	鉛及びその化合物	168 m ³

●令和3年度の土壌汚染調査にて特定した汚染土の範囲（緑色で塗りつぶした範囲）

区画	汚染土の深さ	汚染土の種類	汚染土の量
⑤	0.0m～2.1m	鉛及びその化合物	34 m ³
⑥	3.6m～4.1m	鉛及びその化合物	20 m ³

2 汚染土が生じた原因

当時の職員へのヒアリングや既存資料の探索を行ったが、汚染土が生じた原因を特定することはできなかった。そのため、土壌汚染の専門家である、土壌汚染対策法に基づく指定調査機関に確認したところ、汚染土が生じた原因については、以下のとおり推測されるとの見解が得られた。

貯じんピット内部

- ・貯じんピットの充填に用いた土砂の中に廃棄物や特定有害物質等が含まれていたことが原因であると推測される。
- ・「燃やすごみ」として搬入された、各家庭より排出された焼却灰等に含まれていたダイオキシン類等が、旧ごみ焼却施設を解体する際に完全に除去されなかったことが原因であると推測される。

貯じんピット外部

- ・当時の「燃やすごみ」に含まれていた乾電池等による影響が推測される。
- ・調査範囲内において、基準値に満たない鉛の分布が確認されていることから、自然由来であることが推測される。

3 汚染土の拡散状況

汚染土の拡散状況に関する指定調査機関による考察は、以下のとおり。

- ・貯じんピット内部より検出された特定有害物質等については、貯じんピット外部からは基準値を超えて検出されていないことから、貯じんピット外部への漏洩は無いものと考えられる。
- ・ボーリング孔を用いて設置した観測井戸より地下水を採取し、地下水を分析した結果、特定有害物質等は基準値を超えて検出されていないことから、地下水による拡散はないものと考えられる。

4 汚染土の処理方針

汚染土については、現行法令等に基づき、全量を掘削除去する。なお、敷地造成工事の工期を延長することなく汚染土の除去が可能であることから、新中間処理施設の建設工事については、事業スケジュールに変更は生じない。

5 汚染土の処理方法

鉛及びその化合物による汚染土と複合汚染土に分けて、それぞれ以下のとおり処理を行う。なお、搬出した汚染土については、各施設にてセメント化又は埋立て処分が行われ、敷地造成工事の盛土材としての再利用は行わない。

	搬出先（予定）	処理方法	掘削方法	運搬方法
鉛及びその化合物	愛知県	熱処理後 セメント化	バックホウ等	ダンプトラック直積み シートを被せて運搬
複合汚染土	兵庫県	熱処理後 埋立て	バックホウ等 (テントによる飛散防止)	内袋付き大型土嚢を トラックに積み込み運搬

6 汚染土の処理に関するスケジュール

主な作業内容	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
汚染除去計画書作成									
区画①の掘削・汚染土搬出									
区画②の掘削・汚染土搬出									
区画③の掘削・汚染土搬出									
区画④の掘削・汚染土搬出									
区画⑤、⑥の掘削・汚染土搬出									
自治会等説明									

汚染土（鉛）の処理

複合汚染土の処理

区画②上部

区画②下部

● 第四地区東連合自治会

● 中瀬町自治会

● 清水町外原区

・ 第三地区下香貫連合自治会

・ 外原自治会